

勧誘・声かけ・説得

契約締結

撮影

公表

※事実行為も含まれる

1か月
[時期の規制]

4か月
[時期の規制]

撮影の拒否
(性行為は拒否可能)

映像の確認

相 談 体 制

取消・解除後の対応

書面交付義務

- 出演する作品がAVであること
- 撮影の日時場所
- 性行為に係る姿態の具体的内容
- 相手方を特定できる情報
- 作品の公表の具体的方法・期間
- 公表を行う者を特定できる情報
- 内閣府令で定める事項

説明義務

- 上記の各項目
- AVの撮影・公表、出演契約の解消に関するルールの内容
- 顔の映像等により、出演者が特定される可能性があること
- 相談窓口の名称、連絡先等
- 内閣府令で定める事項

違反

契約締結過程に
瑕疵あり

取消可能

取消権行使について期間制限なし
(消滅時効期間は5年)

制作公表者等による
債務不履行・
法定義務違反

解除可能

解除権行使について期間制限なし
(消滅時効期間は5年)

契約締結過程に
瑕疵なし

公表まで
無条件に
解除可能

公表後、1年
無条件に
解除可能

映像がネット上に拡散することを防止するための
プロバイダ責任制限法の特例
公表がされている場合の**差止請求権**

関連罰則

不実告知又は威迫・困惑行為をした場合：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
契約書等交付義務違反・説明義務違反の場合：6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

検討条項：2年以内に見直し

経過措置
(2年間)

公表後、2年
無条件に解除可能